

令和5年第1回定例会  
予算決算常任委員会  
戦略企画雇用経済分科会  
説明資料

◎ 議案補充説明

(令和4年度補正予算関係議案)

- ・ 議案第3号「令和4年度三重県一般会計補正予算（第10号）」・・・ 1

◎ 所管事項説明

- ・ 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」に基づく報告  
・・・ 3

令和5年2月21日

雇用経済部



・議案第3号 令和4年度三重県一般会計補正予算（第10号）

○ 令和4年度三重県一般会計補正予算（第10号）総括表

（金額単位：千円）

区 分	補正前の額	補正額	補正後の 予算額
一般会計	30,684,100	331,771	31,015,871
うち 雇用経済部予算	30,583,965	331,771	30,915,736
うち 労働委員会予算	100,135	0	100,135
労働費	1,551,156	0	1,551,156
うち 労働委員会予算	100,135	0	100,135
商工費	27,573,963	331,771	27,905,734
うち 観光局関係予算	7,163,311	0	7,163,311
土木費（四日市港関係諸費）	1,558,981	0	1,558,981

○ 令和4年度三重県一般会計補正予算（第10号）項目一覧

（金額単位：千円）

項 目	細事業名	補正前の額	補正額	補正後の 予算額	説 明
商工業費	新産業振興費 エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金	746,208	331,771	1,077,979	中小企業・小規模企業等が、エネルギー価格等高騰の影響を緩和するために行う施設・設備の省エネルギー化・効率化や自己消費型再生可能エネルギー機器の導入などの経営向上の取組を支援する補助金の増額

○ 繰越明許

○追加

（金額単位：千円）

科目・事業名（細事業名）		金額
一般会計		642,679
	（款）商工費	642,679
	（項）商工業費	642,679
	食の産業振興支援事業費 （食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業費）	642,679

○変更

（金額単位：千円）

科目・事業名（細事業名）		補正前	補正後
一般会計		746,208	1,077,979
	（款）商工費	746,208	1,077,979
	（項）商工業費	746,208	1,077,979
	経営向上・経営革新支援事業費 （エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金）	746,208	1,077,979



## 令和5年第1回定例会

### 予算決算常任委員会 戦略企画雇用経済分科会 説明資料

#### 「三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例」 に基づく報告について（雇用経済部関係）

第1号様式	予算に関する補助金等に係る資料	.....	5
	1,000万円以上の交付見込		計1件



予算に関する補助金等に係る資料

(部局名:雇用経済部)(単位:千円)

番号	補助金等の名称	補助事業者等の氏名及び住所	交付予定額 (予定時期)	事業内容	交付の目的、根拠及び理由	公益性の判断及び理由	課(室)名	支出科目			
								款	項	目	事業名
1	三重県中小企業支援センター等事業費補助金(令和4年度2月補正)	公益財団法人三重県産業支援センター 津市栄町1-891	331,771 (R5.3)	三重県エネルギー価格等高騰対応生産性向上・業態転換支援補助金について、中小企業等のエネルギー価格等高騰の影響を緩和するための経営向上の取組を支援するため、実施に要する経費を補助する。	(目的・理由) 中小企業等のエネルギー価格等の高騰に対応する取組を支援するために、公益財団法人三重県産業支援センターが実施する事業に必要な補助を行い、活力ある地域経済社会の構築に寄与する。 (根拠) 雇用経済部関係補助金等交付要綱	市場の不完全 経営基盤の脆弱な中小企業に対して支援を行い自律的發展を促すことは、地域産業の活性化や雇用確保につながるため、県が支援を行うことは妥当であり、公益性を有する。	中小企業・サービス産業振興課	商工費	商工業費	新産業振興費	経営向上・業態転換支援事業費

(記載要領)

(1)この資料は、一の事務事業につき一の補助事業者等に対して1,000万円以上の補助金等の交付が見込まれるものについて、補助事業者ごとに記載する。(但し、法令により補助事業等の係る費用の全部又は一部を県が負担しなければならないものは除く。)

(2)番号:通し番号とする。

(3)交付の目的、根拠及び理由:目的、法令(条例・規則を含む)・補助金交付要綱名、理由を記載し、なぜ当該事業が該当するかを記載する。

(4)公益性の判断及び理由:公益性の判断は、例えば公的関与の判断基準等により、当該事業が広く公益性を有している事業であるか説明する。

(参考:公的関与の判断基準)

- ①公共財、②外部(不)経済、③独占性、④市場の不完全、⑤ナショナル(シビル)ミニマム